

■人材紹介手数料について

1. 紹介先企業と応募者間で合意された年収の 35%を紹介手数料とし、紹介手数料は当該応募者の入社を契機として発生するものと定める。当該支払い時に発生する付帯費用は甲の負担するものとする。
2. 弊社と紹介先企業の間で上記に定める事項を適用しないことが合意された場合には別途覚書を作成し、合意された事項を確認するものとする。
3. 上記第 1 項に明記される年収は、下記の計算式で算出されたものとする。
年収 = (月額固定給×12 ヶ月) + 当該採用の前年度実績賞与支給額 + 諸手当(通勤手当を除く)